

## 確認の求めに対する回答の内容の公表

### 1. 確認の求めを行った年月日

平成30年9月12日

### 2. 回答を行った年月日

平成30年10月11日

### 3. 新事業活動に係る事業の概要

「PartyBike（通称）」と呼ばれる下記四輪車の運行が計画されている。

<車両の写真>



<規格・構造>

- ・ 長さ4000ミリメートル、幅2000ミリメートル、高さ3000ミリメートル
- ・ 車両総重量は約900キログラム。
- ・ 乗車人員は最大12名。
- ・ 車両前方の「ドライバーシート」にのみ、ハンドル及びブレーキが備え付けられている。
- ・ 「ドライバーシート」以外の座席にはペダルが備え付けられている。
- ・ ペダルには、人の力を補うための原動機が備え付けられている。

### 4. 確認の求めの内容

- (1) 当該四輪車が、道路交通法施行規則第一条の三に規定する「人の力を補うため原動機を用いる自転車の基準」を全て満たすものであれば、道路交通法第二条第一項第十一号の二に規定する自転車に該当することを確認したい。
- (2) 当該四輪車のドライバーシートにおいてハンドル及びブレーキの操作を行う者は、道路交通法第二条第一項第十八号に規定する運転者に該当し、乗客は運転者に該当しないことを確認したい。

### 5. 確認の求めに対する回答の内容

- (1) 当該四輪車が道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の3に規定する、人の力を補うため原動機を用いる自転車の基準を満たすのであれば、当該四輪車は自転車に該当すると解される。
- (2) 当該四輪車の「ドライバーシート」においてハンドル及びブレーキの操作を行う者は、運転者に該当すると解される。一方、当該四輪車において、「ドライバーシート」以外の座席に座る者は、当該四輪車を前進させるためにペダルを漕いでいるに過ぎないことから、運転者には該当しないものと解される。